

自画撮り被害が増加中！

小・中・高校生が、友達や恋人、ネットで知り合った人から裸の写真を送るよう求められ、「自画撮り」して、送信する事件が増加しています！

※ 平成28年上半期の「自画撮り」被害児童239人〔前年比+81人〕(全国)

18歳未満の児童の裸の写真を送らせる行為は、

児童ポルノ禁止法違反

になります。

ほかにも、以下のような行為が犯罪になります。

【事例1】

付き合っている彼女（18歳未満）にメールで裸の写真を送ってもらった
→ 児童ポルノ製造（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）

【事例2】

彼女（18歳未満）の裸の写真をメールで友達に送信した
→ 児童ポルノ提供（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）

【事例3】

彼女（18歳未満）の裸の写真をスマホに保存していた
→ 児童ポルノ所持（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）



★★★★ 注意して下さい！ ★★★★★

- 裸の写真を送るよう求めない！
- 自分の裸をスマホ等で撮影しない！
- 恋人や友達に求められても、絶対に裸の写真を送らない！
- ネットに流失した写真は削除することはできない！
- 裸の写真を送ると取り返しのつかない危険（被害）が生じる！

